



「火災共済が使える」という
建物の修理トラブルにご注意ください!

相談急増中!!

お宅の屋根と外壁に
破損があります。
火災共済を利用すれば
自己負担なしで
修理できますよ



共済金の
申請手続きは
面倒なので私が
代行しましょうか

こちらの
委託契約書に
サインをするだけで
済みますから

早めに
お願いしたほうが
いいのかな?



すぐにストップ!
契約しないでください!!

ここ最近、「火災共済(保険)を利用して自己負担なしで建物の修理ができる」や「共済金(保険金)が出るよう申請のサポートをする」など、「**火災共済(保険)が使える**」とのうたい文句で不当な勧誘をする業者が急増しています。「**火災共済(保険)を使って無料で修理できる**」などと修理業者等から勧誘を受けた時に…

火災共済を利用すれば
自己負担なしで
修理できますよ



トラブルに遭わないために!

すぐに契約しないで、まずはポイントをチェック

ポイント
1

事故の請求については必ず**ご自身で**共済組合・代理所へ連絡!

- ➡ 共済金の請求は**ご自身で簡単**に行うことができます。
- ➡ 損害を受けた建物等が**ご自身の共済契約の対象**であるか、また、損害の発生原因が**共済証書記載の事故**であるか、ご自身で確認しましょう。**虚偽の理由**で共済請求をすると詐欺に該当することがあり、後々**トラブル**に発展する恐れがあります。



Q 共済金申請代行するとうたう業者が訪問し、台風や大雨で建物に被害が見られるので共済金を請求できると勧説されているのですが信用して問題は無いでしょうか。



A まずは**ご自身の加入している共済組合(保険会社)**へお問い合わせください。共済金の請求は業者に頼らなくても**ご自身で行うことができます**。

ポイント
2

修理等の依頼時は**契約内容をしっかり確認!**

- ➡ 業者が提示した**業務委託契約書**をよく読まずに契約してしまうと修理をキャンセルした時の違約金や共済申請サポート費用等の名目で、**高額な請求を受ける可能性**があります。
- こちら側に不利な内容が含まれていないか契約書を事前に確認しましょう。



Q 火災共済で雨どいの修理ができると来訪した業者に言われたので共済金請求を依頼した。共済金がおりた後、「修理をしない」と伝えたら**共済金の30%相当の違約金を請求された**。

請求に応じないとならないのでしょうか。



A クーリング・オフの利用や国民生活センターへの相談検討などの手段があります。一人で抱え込まず、不安に思った場合やトラブルになった場合は早めに消費生活センター等(消費者ホットライン TEL 188)に相談しましょう。